

薬生食監発 0612 第 1 号
令和 2 年 6 月 12 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について（その 2）

標記については、「飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について」（令和 2 年 5 月 8 日付け薬生食監発 0508 第 2 号）及び「令和 2 年度食品、添加物等の夏期一斉取締りの実施について」（令和 2 年 5 月 22 日付け生食発 0522 第 1 号）により、新たに持ち帰りや宅配等をはじめ飲食店営業者に対する監視指導等をお願いしたところです。

各都道府県等におかれては、様々な媒体を通じた注意喚起や立入による監視指導等に取り組んでいただいているところですが、昨今、持ち帰りや宅配の弁当等を原因とする食中毒事件の発生が散見しています。

この状況を受けて、別紙のとおり、新たに持ち帰り（テイクアウト）や宅配（出前、デリバリー）等のサービスを開始する飲食店営業者向けの注意喚起のリーフレットを作成しましたので、適宜御活用の上、引き続き、これら飲食店営業者の御指導方、よろしくお願いいたします。